



令和8年度 業務連絡会

一般社団法人 宮崎県教職員互助会

宮崎県教職員互助会の概況

Ⅰ 沿革

会員の相互共済及び福利増進を図り、併せて宮崎県における教育及び文化・芸術・スポーツの振興・発展に寄与することを目的に、昭和26年1月1日に設立。

- ◇昭和28年8月1日に社団法人の認可を受ける
- ◇昭和43年4月1日に生涯相互扶助を目指し、退職教職員で組織する退職互助部が発足
- ◇昭和52年4月1日に県条例団体となる
- ◇平成25年4月1日に一般社団法人に移行

県条例
による
互助団体

1. 教職員互助会
2. 県職員互助会
3. 警察職員互助会



退職互助部

2 組織の概要について

(1) 会 員 19,216名(令和8年7月1日現在)

現職会員 8,573名

退互部会員 10,643名 (うち退互部会員の配偶者 3,230名)

(2) 社員総会

代議員 132名

現職会員代議員 79名

退互部会員代議員 53名

(3) 理事会

理 事 14名

理事長(代表理事) 1名

副理事長 3名

専務理事 1名

常務理事 1名

理 事 8名

(4) 監事会
監 事 3名

(5) 事業委員会 (理事長委嘱)

地区運営委員会	地区運営委員	29名
退互部運営委員会	退互部運営委員	14名
教美展企画委員会	企画委員	9名

教職員互助会総会代議員選挙について

代議員数 現職会員 85名
 退職互助部会員 50名

選挙の時期 2年に1度 5月に実施（次回は令和9年度）

選挙の方法 3月中旬 立候補の受付

立候補が少なく、選出する代議員数に満たない場合

4月上旬 代議員候補者の選出依頼を所属へ

会員が在籍する、小中学校及び県立学校へ
推薦の依頼文書を送付

5月中旬 選挙



代議員当選者確定

推薦依頼の際は、ご協力お願いします



今年の3月中旬に、会員の方に配布しています。



「会員専用ページ」からログインしていただき、各種事業の申込など行えます。

「現職会員の方へ」から各種事業の詳細ページが確認できます。

訪問日程確認書



令和8年度 新規採用の未加入者が
いる所属に配付しています。

ご協力お願いします



要返信

返信期限:7月27日(月)

教職員互助会 訪問日程確認書

所属名: <所属名> <所属コード>

担当者名: _____

教職員互助会では、例年、6月までに互助会に入会されていない新規採用職員を訪問し、事業内容を説明しています。(新規採用職員以外の方でも、説明を聞きたい方は参加可能です。)
貴所属では下表に記載の方がまだ入会されていないので、訪問についてご協力をお願いします。
該当の方の日程を確認いただき、返送をお願いします。(返信方法:FAX 0985-27-4146)

令和8年度 新規採用職員 未加入者一覧(R8.6.26 時点)

1	
2	
3	

訪問期間 7月21日(火)～9月18日(金)

○所要時間 : 20分程度 (※職員が1～2名で訪問します)

○持参していただくもの … 筆記用具

訪問日時

※第1～第2希望まで記入してください。(時間は30分単位でご記入ください)

なお、訪問を希望しない場合は③に○をお願いします。

① _____ 月 _____ 日() _____ : _____ ~ _____ : _____

② _____ 月 _____ 日() _____ : _____ ~ _____ : _____

③ 訪問を希望しない (理由: _____)

日程が他校と重複している場合などは、事務局より日程調整をお願いすることがあります。
訪問日時が決まりましたら、後日、担当者へご連絡します。

問い合わせ

担当 総務課 外山・服部

TEL 0985-29-1242

FAX 0985-27-4146

E-mail gojyokai@miyazaki-kyogo.or.jp

ライフステージにおける 互助会の利用

～会員が安心して生活を送るために～

台風被害にあう

災害見舞金

被害の程度により
見舞金を給付します。



宿泊補助

互助会指定のホテルに
宿泊したときに補助します。
(互助会補助分)
●県内施設 1,500円
●県外施設 2,000円
●九州、山口共済施設 2,000円



家電製品を購入

生活資金貸付

用途はいろいろ！
生活のあらゆる場面で
使えます！

●貸付限度額 200万円
●返済回数 200回以内



結婚

結婚祝金

結婚したとき祝金として
2万円を支給します。

冠婚葬祭貸付(結婚)

新しい生活のスタートに！
●貸付限度額 200万円
●返済回数 115回以内



教職員積立年金

退職後の資金として
積み立てをはじめます。
(年1回の募集 7月～8月)
●月 3,000円～



車を購入

車貸付

自動車、オートバイの購入に！
さらに車検や修理の費用にも利用できます！
●貸付限度額 400万円
●返済回数 120回以内

家の外壁を塗り替える

住宅資金貸付

新築のための土地の購入や、
会員が住んでいる家の改築・増築
にも利用できます！
●貸付限度額 200～500万円
(在会年数により変わります)
●返済回数 240回以内



親を介護する

介護休暇見舞金

介護休暇を取った方の経済的な負担を
軽減するために見舞金を給付します。
●給付減額された日 1日につき2,000円
●時間単位の場合 1日につき1,000円



子どもの入学

入学祝金

会員の子が小学校へ
入学したとき祝金として
2万円を支給します。



出産・育児

出産祝金

子どもが生まれたとき
祝金として2万円を支給します。

育児休業中の掛金

無給の期間は免除となります。



在会20年の 節目に

永年勤続祝金

在会20年を迎えた会員に
1万円を支給します。
(2026年度は平成18年度
入会の会員)



退職後の生活設計を！

退職後の生活を考える会

退職してから役立ついろいろな
情報を提供します。



退職

●退会に伴う給付金を受けとる
●退職互助会の加入について
検討する



鑑賞補助

スポーツ観戦、舞台鑑賞、テーマパーク
などのチケットに使えます！
●2,000円以上のチケットが対象
●2,000円を上限に補助

メガネ購入補助

会員がメガネ・コンタクトを購入
したときに使えます。
●4年に1回
●5,000円を上限に補助



在会30年の節目に

永年勤続祝金

在会30年を迎えた会員に
1万円を支給します。
(2026年度は平成8年度
入会の会員)

子どもの進学

教育資金貸付

会員の子の高校以上の入学、
就学中の教育資金に！
●貸付限度額 400万円
●返済回数 240回以内

互助会の掛金について

掛金は毎月の給与から天引きします。

ひと月の掛金額…その月に支給される給料月額(教職調整額を含む)の1000分の15
(1) 掛金…給料月額(教職調整額を含む)の1000分の10
(2) 返戻部加入掛金額(教職調整額を含む)の1000分の5
(3) 特別毛割金制度に加入する場合は800円(任意加入)

掛金は掛け捨てではありません

掛金額	返戻掛金 1000分の10	返戻互助会加入掛金積立 1000分の5	特別毛割金掛金 800円
積立額	現職掛金の半分 (5/1000)	退職互助会加入掛金積立のすべて (5/1000)	500円は積立 ※年度ごとに積算します。

掛金額のうち積立分は在会中に積み立てられ、退職時に給付します。

採用から退職までいろいろ
な事があります。

所属にいらっしゃる会員の方のライフステージにあわせて、「請求した?」「こんな事業があるよ。」とお声がけいただけると嬉しいです。



入会について

- いつでも加入できます。
- 加入申込書を提出し、1回目の掛金差し引きをした月の初日が加入日です。

例えば

加入申込書提出・・・7月16日（木）

<給料引きの場合>

給料差引・・・8月21日（金）



加入日 8月1日

<銀行からご自身で振り込む場合>

銀行振込・・・7月24日（金）



加入日 7月1日



互助会へ提出する書類



「宮崎県教職員互助会入会申込書」

（様式1）

未加入者への案内（過去10年分）
⇒本日配付しています。

掛金について

○ひと月の掛金額

その月に支給される給料月額（教職調整額を含む）の1000分の15

※特別弔慰金制度に加入する場合は、プラス800円

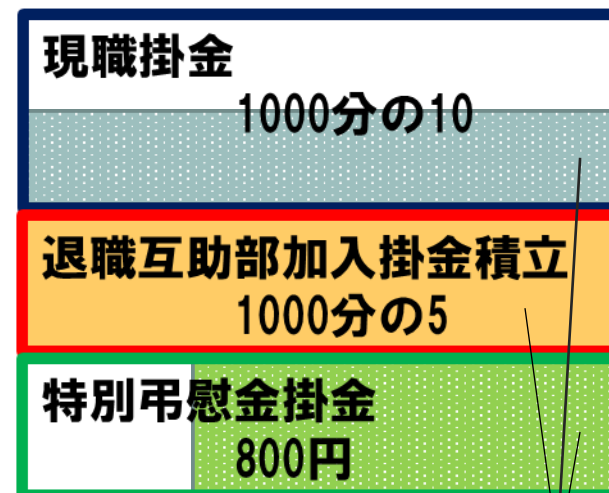
給料月額 259,800円 教職調整額 12,990円（教育職2級13号給）
合計 272,790円（これが掛金算定額）

【掛金】

- ①現職掛金 2,727円
 - ②退職互助部加入掛金積立 1,363円
 - ③特別弔慰金掛金 800円
- } 計 4,890円

うち **3,227円積立**

1年間の掛金 58,680円
うち 38,724円積立



掛金として差引した金額の
10/1000は退職時に給付する
ための積立金です。



掛金・貸付金等の書類について

毎年、7月末に各所属に配付している下記の書類については、今年度から送付をしないことになりました。

- 教職員互助会掛金・特弔内訳一覧表
- 貸付金返済内訳一覧表

所属の互助会担当者へ送付 ⇒ 本人へ直接送付

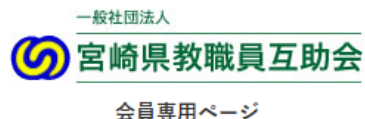
- 貸付送金案内
- 返済明細表

※質問がある場合や上記の書類が必要な場合は、個別に対応しますので、互助会事務局にご連絡ください。





会員専用ページの使い方



会員選択： ☒ 現職 ☐ 退職 ☐ 共済（再任用）
※区分は必ず選択してください

会員番号(ID)：

パスワード：

☐ パスワードを表示
[パスワードを忘れた方はこちら](#)

現職会員

「現職」を選択して、IDとパスワードを入れる

互助会に入会していない 共済組合員

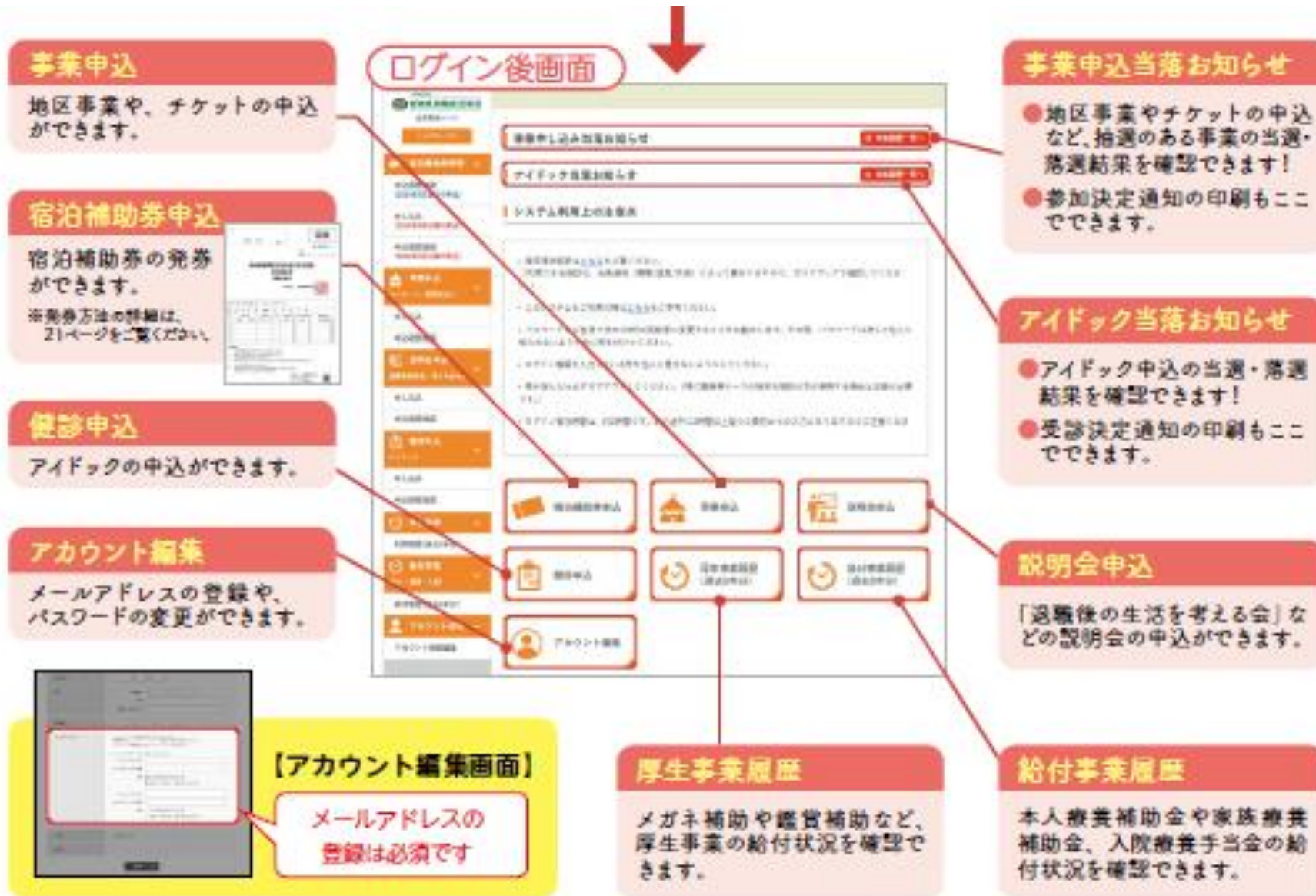
「共済」を選択して、IDとパスワードを入れる

- 「会員カード」がお手元にない会員がいる場合
- F A Xかメールで「職員番号」「氏名」を送る
 - 互助会へ☎する

【会員カード】



会員専用ページを利用してできること

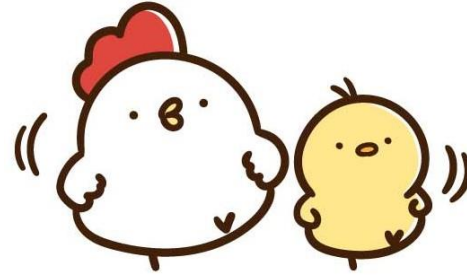


「アカウント編集画面」で**メールアドレス**の登録をお願いします。

アドレス登録がないと事業申込ができません！！



いろいろな手続き①



掛金の納入免除について

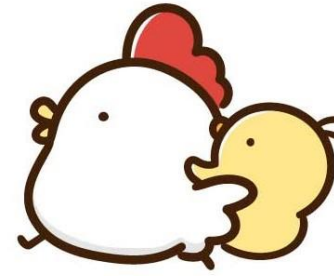
ア 無給休職・育児休業・介護休暇による無給期間

⇒ 「**掛金等納入中止届**」 (**様式 3**)

イ 人事異動で県条例の他の互助団体の会員になる

⇒ 「**会員休止届**」 (**様式 4**)

いろいろな手続き②



■退会について

- 退職による退会
- 退職以外の理由で退会

⇒「セカンドライフ助成金請求書」(様式16)

■その他

- ・結婚により改姓したとき

⇒「結婚祝金請求書」(様式21)

- ・それ以外の理由で改姓したとき

⇒「改姓及び特別弔慰金受取人変更届」(様式2)



定年年齢引き上げによる変更点

令和5年度から定年退職の年齢が2年に1歳引き上げられ、最終的には65歳が定年年齢となります。

〈教職員互助会の現職会員〉

これまでは**60歳**の定年退職で現職組織から退会



令和 5・6年度	61歳
令和 7・8年度	62歳
令和 9・10年度	63歳
令和 11・12年度	64歳
令和 13・14年度	65歳

60歳を過ぎても定年退職
の年度まで在会できます





給付事業 療養補助金について

自動給付

○本人療養補助金 ○家族療養補助金

給付の計算

対 象：健康保険制度に基づく一部負担金（自己負担額）

給付額：自己負担額－1,500円

※本人2,000円上限 家族1,000円上限 医療機関A



7/3 2,300円

7/10 800円

7/26 400円

3,500円



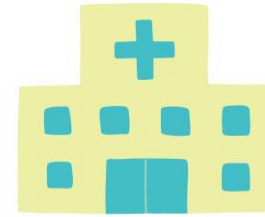
互助会からの給付額
本人2,000円
家族1,000円

○入院療養手当金

対 象：療養のため連続5日以上入院したとき

給付額：1日につき800円

※入院された場合、5日以上であれば請求できます。



自動給付



公務災害・交通事故→ 要!請求

「公立学校共済組合」「地方職員共済組合」の健康保険に加入している会員は自動給付です。

給付額が累積1万円になった時点で送金します。

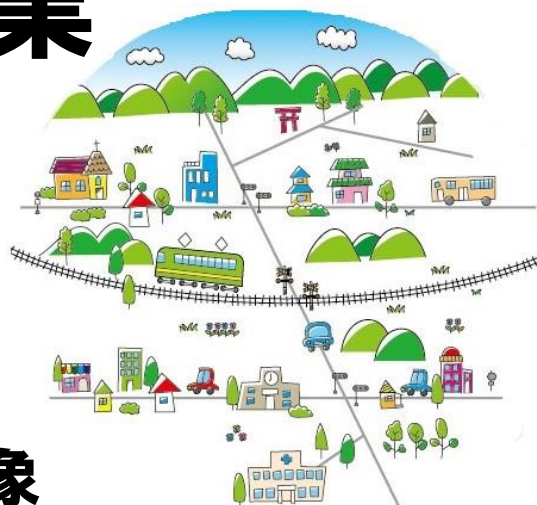
毎年2月末には累計額が1万円未満でも送金します。

※「公立学校共済組合」「地方職員共済組合」以外の健康保険に加入している会員は**請求が必要**です。

2

厚生事業

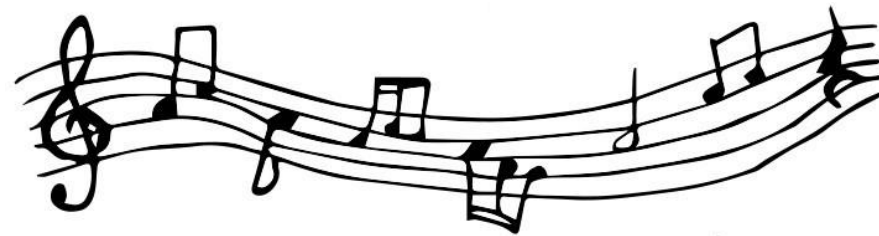
鑑賞補助



- 会員本人の利用分が対象
- コンサート、スポーツ観戦、映画鑑賞、
テーマパークの入場料金等の一部を補助
- 「鑑賞補助請求書」(様式18)

補助額

入場料金	補助額
2,000円未満	補助なし
2,000円以上4,000円未満	入場料金の半額
4,000円以上	一律2,000円



正規職員 年度内**3回**まで
正規職員以外 年度内**2回**まで

請求書に添付する資料について

- ◎チケット(現物 または コピー)
- ◎電子チケットの画面をそのまま印刷

※チケットに料金の記載がない場合は、
料金がわかるチラシやホームページのサイト、
チケット取得時のやりとりメールを併せて添
付をお願いします。

メガネ購入補助



○会員が対象

○4年に1回

（**令和5年度**以降補助を受けていない方が対象）

○**視力矯正用**のメガネ（レンズ・フレーム）、コンタクトレンズを購入したときに補助します。

○「メガネ購入補助請求書」（様式19）

補助額

購入金額	補助額
5,000円未満	購入金額と同額
5,000円以上	一律5,000円

注意点

○領収書を貼って請求する(上)か、販売店に証明をもらう(下)のどちらか一方でOK

○購入日から2年以内のものが対象

○領収書を貼って請求する場合は、ただし書きに「視力矯正用のための○○○購入」と書いてもらってください。

祝金事業について



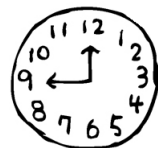
結婚祝金・・・会員が結婚したときに20,000円を支給
両人共に会員の場合はそれぞれに給付
「結婚祝金請求書」(様式21)

出産祝金・・・会員に子どもが誕生したときに子ども一人につき20,000円を支給
子の両親ともに会員の場合は、生まれたお子さんを扶養に入れる会員に給付
「出産祝金請求書」(様式22)

入学祝金・・・会員の子どものが小学校または小学部へ入学したとき20,000円を支給
子の両親ともに会員の場合は、入学したお子さんを扶養に入れている会員に給付
「入学祝金請求書」(様式23)

永年勤続祝金・・・在会期間が21年目、31年目を迎えた会員へ10,000円を支給
「永年勤続祝金請求書」←本日配付します

校内研修支援事業



会員がいる所属で、教職員のスキルアップを目的とした研修を実施する際に、講師の派遣や、費用の補助を行います。

◎互助会報5月号で案内し、決定の所属には文書を送付しています。



アイドック補助

※募集は締め切りました※

「受診決定通知」が届いたら、できるだけ早く検査機関へ予約を入れてください。

受診期間 7月～翌年2月

地区事業・法律相談・・・etc

3

特別弔慰金制度

- 加入者本人が在職中に死亡したときに「指定受取人」に弔慰金を給付します。
- いつでも加入できます⇒「特別弔慰金制度加入申込書（様式1）」
- 給付金を受け取るとき⇒「特別弔慰金請求書（様式17）」

加入期間	給付額
加入 5年未満	1, 000, 000円
加入 5年以上	1, 500, 000円
加入10年以上	3, 000, 000円
加入15年以上	3, 500, 000円
加入20年以上	4, 000, 000円



特別弔慰金制度の加入をお勧めしています

特別弔慰金のメリット... ①補償内容に対して掛金が安い!!



ひと月の掛金 800円

300円掛捨

500円積立 (死亡者多数の場合は500円積立出来ないこともあります。)
※退職時に積立分は給付します。

②年齢で掛金が変わらない!!

③即日給付もできる!!

もしも...の時の制度なので、ほとんどの方は「特別弔慰金」を受け取ることなく退職しますが、もしその時が来た場合に遺族にお渡しできる弔慰金としては他の民間保険会社より有利な制度です。

○20年間の掛捨て分掛金⇒⇒⇒72,000円

特別弔慰金制度の受取人変更確認

特別弔慰金受取人確認票	

要回収

加入者の皆さまへ

特別弔慰金制度

「特別弔慰金制度」は、加入者が死亡したとき、加入年数に応じてご遺族に弔慰金を給付する制度です。
(詳細は宮崎県教職員互助会「ガイドブック 2026」をご覧ください。)

受取人確認のお願い

特別弔慰金の受取人変更の届け出は、加入者本人が行わなければなりません。
この手続きを行わないと、正しく給付がされなかったり、時効によって請求できなくなることがあります。
そこで本会では、2年に1度加入者全員に受取人の確認を行っています。

—— 一般社団法人宮崎県教職員互助会 ——

1

○配付



○回収・保管(8/28)



○互助会へ郵送(9/4)



郵送料削減のため
取りまとめにご協力ください

4

宿泊補助



指定宿泊施設は

「ガイドブック2026 指定宿泊施設一覧」をCHECK！

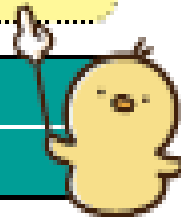
補助
対象者

教職員互助会の会員とその扶養認定配偶者

お子様や扶養認定配偶者以外の配偶者は利用できません。

補助泊数
の制限

会 員 区 分	2026年4月1日から2027年3月31日まで	
	教職員互助会の補助	公立学校共済組合の補助
会 員	本人・扶養認定配偶者 それぞれ15泊	本人・扶養認定配偶者 通算12泊
短期組合員の会員	本人・扶養認定配偶者 それぞれ5泊	



補助額

区 分	宮崎県内	宮崎県外・ 東急ホテルズ	公立学校共済組合宿泊施設	
			九州・山口	全国(左記以外)
教 職 員 互 助 会	1,500 円	2,000 円	2,000 円	—
公立学校共済組合	1,000 円	—	1,000 円	2,000 円

会員専用ページ 宿泊補助券発券方法



① 「宿泊補助券申込」をクリック

宿泊補助券申込

事業申込

説明会申込

健診申込

厚生事業履歴 (過去5年分)

アカウ

② 宿泊者、宿泊日、ホテル名を選択「発券する」をクリック

宿泊補助券発券手続(入力)

ご本人、又は、配偶者での申し込みが可能です。
配偶者以外の方との申込は出来ませんので各自で補助券を発券ください。
※宿泊を伴う公務出張では利用できません。

1人目

区分 ☒ 選択しない ☐ ご本人 ☐ 配偶者

2人目

区分 ☒ 選択しない ☐ ご本人 ☐ 配偶者

施設選択

宿泊日から検索

以下の①～③の順で選択してください。
①宿泊日を選択 → ②該当施設を探すボタンを押す → ③宿泊施設名を選択する

① ② 該当施設を探す

③ 宿泊施設名

選択してください

発券する

③ 「補助券表示」をクリック

宿泊補助券申込履歴確認

これまでの申込件数 1件

野口晃輔 宮崎観光ホテル 2022/07/31

1名 会員番号(ID): 322001 野口晃輔

補助券表示

キャンセル

発券完了！

※印刷してホテルへ持参してください

宮崎県教職員互助会指定宿泊施設 宿泊補助券 (現職会員用)

No.	会員氏名	会員番号	宿泊日	宿泊人数	宿泊料金	補助額	補助額合計
1	野口晃輔	322001	2024年4月1日	1名	1,500円	1,000円	2,500円
2							
3							
4							
5							

4

教職員積立年金

年利
1.25%



厚生年金を補完、年金がでるまでのつなぎ年金として活用することのできる商品です。

おすすめするポイント[👀]

① 長期的な運用に向けた商品です。

※今年度より引受保険会社の保険事務費が改定（手数料が1.6%から0%）され、より受け取り率が向上しています!!

② 解約はいつでもできます。

③ 加入・口数変更は年1回・一時積み増しは年2回（7月、1月）

⇒募集期間は9月1日（火）まで

⇒差引開始は12月給与から（賞与は令和9年6月から）

🔍 教職員積立年金の4つのポイント！



Ponit①

給与天引きで始められる！

3口から始めることができ、給与からの天引きなので手間がかかりません（1口1,000円）



Ponit②

うれしい予定利率年1.25%

予定利率は年1.25%。保険事務費の見直しにより、加入後早期に払込保険料以上の積立金の確保が可能です



Ponit③

毎年口数の変更が可能！

ライフスタイルに合わせて、年に一回、積立金額の変更が可能です



Ponit④

税制優遇の対象！※

生命保険料控除が適用された場合、所得税・住民税の負担の軽減が期待できます

※税務上の取扱いについては2026年4月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

➤ 積立可能な口数は以下のとおりです

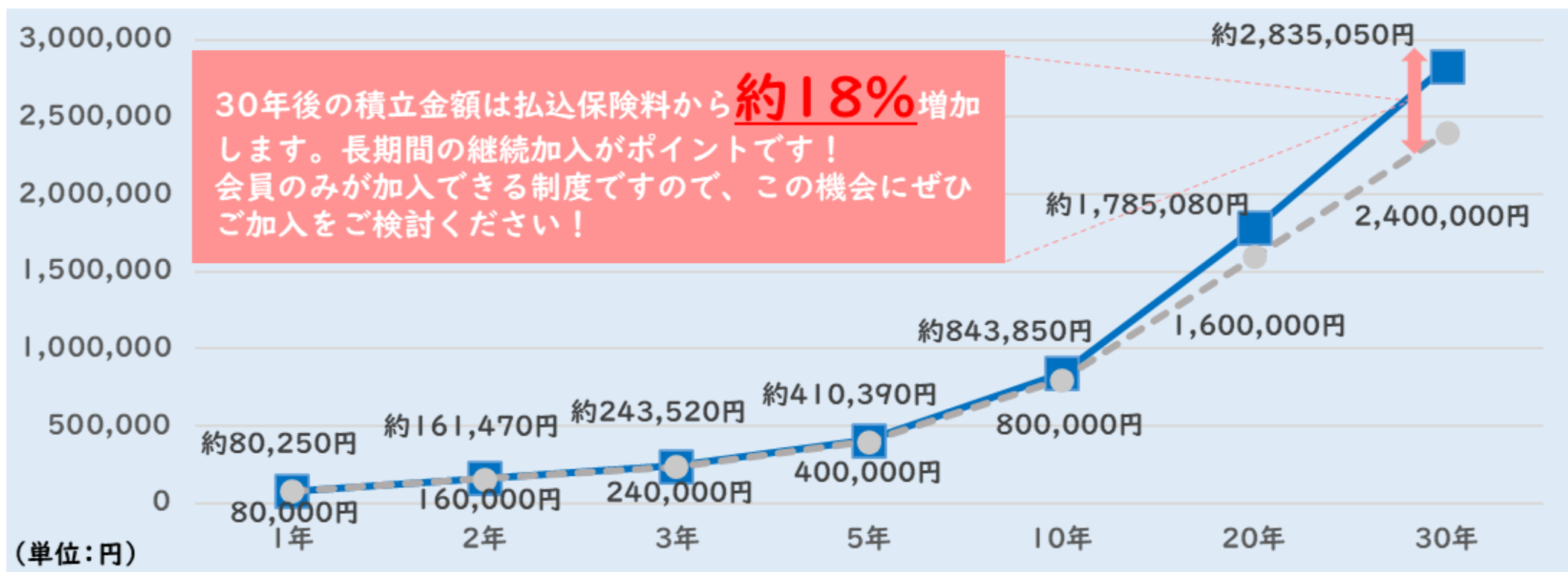
月払	3口～50口（1口1,000円）
ボーナス払（6月・12月）	1口～50口（1口10,000円）
一時払（1月・7月）	1口～1,000口（1口10,000円）



積立シミュレーション

■ 加入年数別の積立金額試算表

保険料 (月払、ボーナス払)		加入年数						
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	30年
月払:5口 (5,000円)	積立金額 (脱退一時金額)	約80,250円	約161,470円	約243,520円	約410,390円	約843,850円	約1,785,080円	約2,835,050円
ボーナス払:1口 (10,000円)	払込保険料 合計額	80,000円	160,000円	240,000円	400,000円	800,000円	1,600,000円	2,400,000円



団体名	一般社団法人宮崎県教職員互助会	団体番号(証券番号)	32165510121
所属所名		団体番号(証券番号)	
所属所番号			
職員番号			
氏名			

申込締切日	2026年9月1日
責任開始日(加入日)	2027年1月1日

教職員積立年金のご案内

拠出型企業年金保険(02)はより安心、確実、安定な商品へ進化します。みなさまの資産形成にぜひお役立てください。

資産形成の重要性

資産形成を充実させるためには、投資志向にあわせた商品を組み合わせると同時に、税制上の取扱いも理解しておくことも大切です。リスクを抑制しつつ、長期にわたって確実なリターンが期待できる「拠出型企業年金保険(02)」をご案内させていただきます。

リスク・リターンの関係(イメージ)



制度の取扱いについて

- 豊かな老後のための備えとして資産形成をサポートします。
- この機会に新規加入・保障の見直しをおすすめします。
- 詳細は、パンフレットをご覧ください。

生命保険料控除制度について

所定の要件を満たす生命保険契約の保険料を払い込んだ場合、その年の総所得金額から「生命保険料控除」として一定の金額が控除され、所得税や住民税の負担が軽減されます。

控除種類	新制度 ^{※1} における 生命保険料控除(所得税)	旧制度 ^{※2} における 生命保険料控除(所得税)
	控除額上限	
一般生命保険料控除	4万円	5万円
介護医療保険料控除	4万円	-
個人年金保険料控除	4万円	5万円
合計	12万円	10万円

- ※1 2012年1月1日以後に締結した保険契約等 ※2 2011年12月31日以前に締結した保険契約等
- 控除額は所得税の場合
 - 契約区分に応じて、それぞれ「一般」「介護医療」(新制度のみ)「個人年金」の保険料控除が適用されます。
 - 旧制度には「介護医療保険料控除」が適用されるものではありません。
 - 新旧あわせて、制度全体の控除額上限は12万円です。(所得税の場合)
 - 2026年分の所得税において、23歳未満の扶養親族を有する場合、新制度における「一般生命保険料控除」の控除額上限が4万円から6万円に拡充されます。
 - 2026年1月現在の制度に基づくものであり、将来変更される可能性があります。
 - 税務取扱い等については、所轄の税務署等にご相談ください。
 - 制度内容等詳細についてはパンフレットをご確認ください。

お問い合わせ先

<制度内容に関するお問い合わせ先>
一般社団法人 宮崎県教職員互助会
〒880-0801 宮崎県宮崎市老松1-2-2
宮崎県教職員互助会会館3階
TEL 0985-29-1242

<その他お問い合わせ先>
明治安田生命保険相互会社
九州・沖縄公法人部 南九州公法人営業推進部
〒860-0845 熊本県熊本市中央区上通町1-26
auneKUMAMOTO 5階 TEL 0120-25-7754

ゆとりある資産形成のために

みなさまの資産形成に『安心・確実・安定』の保険でお応えします
この機会での新規加入・増口をおすすめします！

セカンドライフは月々いくらで生活したいですか？

●セカンドライフの基本生活費と主な内訳

食費や住居費など、基本的な生活費だけでも、ご夫婦で毎月28万円以上かかります

単身 月157,673円

夫婦 月284,211円



食費
73,083円



住居費
16,650円



水道光熱費
22,464円



直接税・社会保険料等
32,125円

など

出典①

参考 > ゆとりあるセカンドライフ資金と「ゆとり」のための上乗せ額

セカンドライフを楽しむためには、さらにお金がかかります

夫婦 月379,000円

例



国内旅行(1回あたり)
32,510円

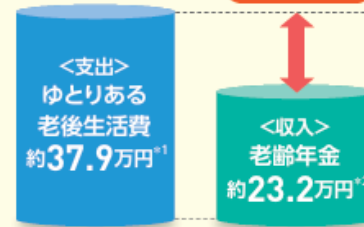


ゴルフ(1回あたり)
9,510円

出典②

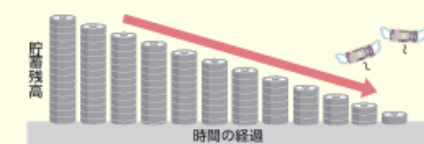
セカンドライフにゆとりある生活を送る場合、家計は「支出」が「収入」を上回る状態、つまり「赤字」となる可能性があります。

毎月の不足額 約14.7万円



[10年間の不足額合計]
約14.7万円×12ヵ月×10年＝約1,764万円

毎月の赤字を補てんするために貯蓄を取り崩していくと、いつか残高が底をつく可能性[※]があります。



予想される不足額を早めに備えておきましょう

セカンドライフに向けたゆとり資金の準備は、できる限り早期にスタートすることで無理のない資産形成が可能になります。



※1 出典 (公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」

※2 夫:会社員で65歳まで就業 妻:40年間専業主婦の場合 日本年金機構HP「令和7年4月分(6月13日(金曜)支払分)からの年金額」厚生年金(平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)45.5万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。)

出典① 総務省「家計調査年報(家計収支編)」(2023年)セカンドライフの基本生活費＝高齢無職世帯の1ヵ月あたりの実支出(夫婦:夫65歳以上・妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯、単身:65歳以上の単身無職世帯)

出典② (公財)生命保険文化センター「2022年度 生活保障に関する調査」、(公財)日本生産性本部「レジャー白書 2024」

積立額見直しのご案内



ステップ1

現在の加入内容を確認

※※※※※

適用される保険料控除の種類

個人年金保険料控除

現在の積立残高 28,919,640 円

払込保険料 25,720,000 円

2026年4月現在
(4月分保険料まで)

月払保険料 50 □ 50,000 円

ボーナス払保険料 30 □ 300,000 円

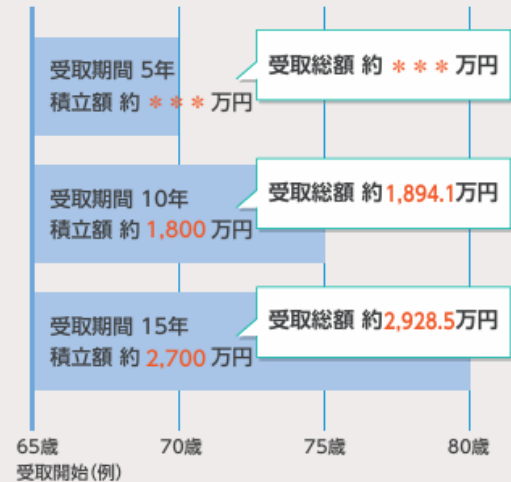
ご加入日 2001年1月1日



ステップ2

将来のために必要な積立額は？

毎月約15万円※を受け取るために必要な積立額は？ ※受取額は月換算した数値です

ご自身のライフプランに合わせて
必要積立額をご検討ください

ステップ3

年に一度の機会に漏れなく
お手続きください

① 月払・ボーナス払保険料の見直し

お手続きは申込書に口数記載のうえ提出

② 一時払の活用

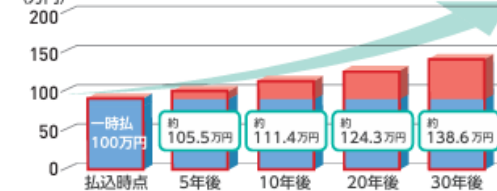
ゆとりある資産形成のために、
一時払をぜひ活用ください！

[一時払保険料100万円の積立額推移イメージ]

■ 払込保険料 ■ 積立額

長期の積立てにより、積立額の
増加が見込まれます

(万円) 年齢により、払込時点からの積立期間(年数)は異なります



お手続きは申込書に口数記載のうえ提出

記載の金額は、現時点では確定しておらず、変動(増減)するため、将来のお支払額をお約束するものではありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回る場合があります。記載の金額の計算に用いた条件等の詳細は、パンフレットをご覧ください。

教職員積立年金

おすすめプランのご紹介

① 保険料に関する取扱い

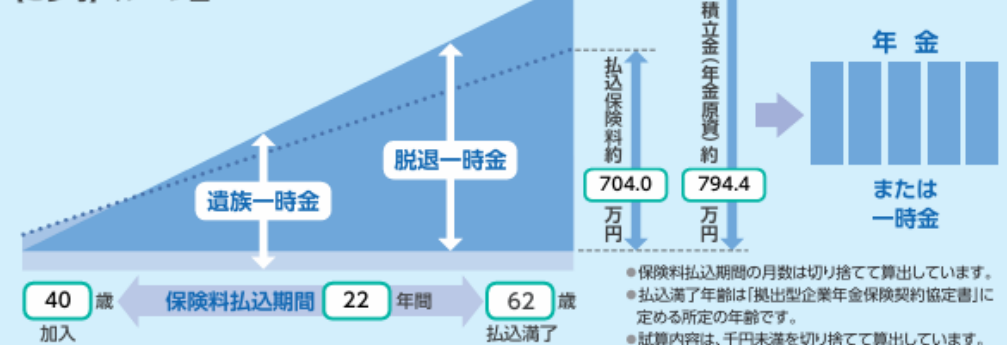
※契約区分※

適用される保険料控除の種類

個人年金保険料控除

月払					
1口	1,000	円	3口以上	50	口まで
ボーナス払					
1口	10,000	円	1口以上	50	口まで
一時払					
1口	10,000	円	1口以上	1,000	口まで

【ご参考】イメージ図



② ご加入例

	払込口数(保険料)			払込保険料 累計額	積立金 (年金原資)
	月払	ボーナス払	一時払		
あんしん プラン	20口 20,000円	4口 40,000円	****口 ****円	704.0 万円	約 794.4 万円
おすすめ プラン	10口 10,000円	2口 20,000円	****口 ****円	352.0 万円	約 397.2 万円
はじめて プラン	5口 5,000円	1口 10,000円	****口 ****円	176.0 万円	約 198.6 万円

③ 受取例

10 年確定年金	*** 年確定年金
受取年額(概算) または一時金	受取年額(概算) または一時金
約 83.5 万円 約 794.4 万円	約 *** 万円 約 *** 万円
受取総額	受取総額
約 835.9 万円	約 *** 万円
受取年額(概算) または一時金	受取年額(概算) または一時金
約 41.7 万円 約 397.2 万円	約 *** 万円 約 *** 万円
受取総額	受取総額
約 417.9 万円	約 *** 万円
受取年額(概算) または一時金	受取年額(概算) または一時金
約 20.8 万円 約 198.6 万円	約 *** 万円 約 *** 万円
受取総額	受取総額
約 208.9 万円	約 *** 万円

記載の金額は、現時点では確定しておらず、変動(増減)するため、将来のお支払額をお約束するものではありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回る場合があります。記載の金額の計算に用いた条件等の詳細は、パンフレットをご覧ください。

拠出型企業年金保険(02)
教職員積立年金 加入(変更)申込書

保険会社提出用

一般社団法人宮崎県教職員互助会 御中

PPTNB1(210)086



団体名	一般社団法人宮崎県教職員互助会				
団体番号 (証券番号)	5	32165510121	15	16	19

私は拠出型企業年金保険についてパンフレット等説明資料・契約概要・注意喚起情報等を受領し、内容を確認・承知のうえ、申込内容が自らの意向に沿ったものであることを確認して、加入・変更を申し込みます。また、個人情報の取扱いについても、説明資料等の記載内容を承知し、同意いたします。また申込日現在健康で正常に就業しています。

加入(変更)日	2027 年 1 月 1 日
申込締切日	2026 年 9 月 1 日
申込日	年 月 日

申込日の記入がない場合には、申込締切日を申込日として取り扱います。

職員番号		所属所名							
20	29	30	31	32	43				
01		01							
被保険者氏名		性別	65	生年月日	71	加入日	94	95	96
カナ	44	63	64	年	月	日	72	77	
お申込みの内容を確認のうえ署名または押印してください		1 男	3 昭和			090101	01	1	
署名		5 女	5 平成						

お申込みの内容に訂正がある場合は、二重線で抹消のうえ、ご署名(フルネーム)または申込印で訂正印を押印願います。

申込内容

		月払(1口= 1,000 円)		ボーナス払(1口= 10,000 円)		一時払(1口= 10,000 円)		給付金受取人			
		既加入口数	申込口数	既加入口数	申込口数	申込口数					
30	31	32	34	35	37	38	40	41	43	50	53
02	***	***	□	***	□	***	□	***	□	***	□
記入欄		66	68	69	71	72	74	75	77	84	87
		50	□	□	□	30	□	□	□	□	□

※既加入の方は、変更後の口数を申込口数にご記入ください。(例)現在5口加入で10口に変更する場合は、10と記入

※加入なしは0を記入、変更なしは申込口数に既加入口数と同じ口数を記入してください。

直接回収ビット	受取者コード

拠出型企業年金保険(02)
教職員積立年金 加入(変更)申込書

本人控

一般社団法人宮崎県教職員互助会 御中

団体名	一般社団法人宮崎県教職員互助会				
団体番号 (証券番号)	5	32165510121	15	16	19

私は拠出型企業年金保険についてパンフレット等説明資料・契約概要・注意喚起情報等を受領し、内容を確認・承知のうえ、申込内容が自らの意向に沿ったものであることを確認して、加入・変更を申し込みます。また、個人情報の取扱いについても、説明資料等の記載内容を承知し、同意いたします。また申込日現在健康で正常に就業しています。

加入(変更)日	2027 年 1 月 1 日
申込締切日	2026 年 9 月 1 日
申込日	年 月 日

申込日の記入がない場合には、申込締切日を申込日として取り扱います。

職員番号		所属所名							
20	29	30	31	32	43				
01		01							
被保険者氏名		性別	65	生年月日	71	加入日	94	95	96
カナ	44	63	64	年	月	日	72	77	
お申込みの内容を確認のうえ署名または押印してください		1 男	3 昭和	090101		01	1		
署名		5 女	5 平成						

お申込みの内容に訂正がある場合は、二重線で抹消のうえ、ご署名(フルネーム)または申込印で訂正印を押印願います。

申込内容

		月払 (1口= 1,000 円)		ボーナス払 (1口= 10,000 円)		一時払 (1口= 10,000 円)		給付金受取人				
		既加入口数	申込口数	既加入口数	申込口数	申込口数						
30	31	32	34	35	37	38	40	41	43	50	53	
02	***	***	□	***	□	***	□	***	□	***	□	拠出型企業年金保険契約協定書のとおり
記入欄		66	68	69	71	72	74	75	77	84	87	100
		50	□	□	□	30	□	□	□	□	□	

※既加入の方は、変更後の口数を申込口数にご記入ください。(例)現在5口加入で10口に変更する場合は、10と記入

※加入なしは0を記入、変更なしは申込口数に既加入口数と同じ口数を記入してください。

直接回収ビット	受理者コード

教職員積立年金の申込方法

拠出型企業年金保険(02)
教職員積立年金 加入(変更)申込書

保険会社提出用

一般社団法人宮崎県教職員互助会 御中

PPTNB1(210)086 SI

団体名	一般社団法人宮崎県教職員互助会		
団体番号 (証券番号)	5 32165510121	15	16 19

私は拠出型企業年金保険についてパンフレット等説明資料・契約概要・注意喚起情報等を受領し、内容を確認・承知のうえ、申込内容が自らの意向に沿ったものであることを確認して、加入・変更を申し込みます。また、個人情報の取扱いについても、説明資料等の記載内容を承知し、同意いたします。また申込日現在健康で正常に就業しています。

加入(変更)日	2027 年 1 月 1 日
申込締切日	2026 年 9 月 1 日
申込日	2026 年 8 月 1 日

申込日の記入がない場合には、申込締切日を申込日として取り扱います。

職員番号	所属所名		
20 29 30 31 32 43	01		
被保険者氏名	性別	生年月日	加入日
44 ミヤザキ ヒカル	63 ① 男	64 ③ 昭和 ⑤ 平成 6 0 0 1 0 1	71 0 9 0 1 0 1
署名 宮崎 光	⑤ 女	72	94 0 1 95 1 96

お申込みの内容を確信のうえ署名または押印してください

お申込みの内容に訂正がある場合は、二重線で抹消のうえ、ご署名(フルネーム)または申込印で訂正印を押印願います。

申込内容

30 31	月払 (1口 = 1,000 円)		ボーナス払 (1口 = 10,000 円)		一時払 (1口 = 10,000 円)		給付金受取人
	既加入口数	申込口数	既加入口数	申込口数	申込口数		
02 ***	32 *** □	34 *** □	35 *** □	37 *** □	38 *** □	40 *** □	拠出型企業年金保険契約協定書のとおり
記入欄	66 5 □	68 10 □	69 *** □	71 2 □	72 *** □	74 50 □	

※既加入の方は、変更後の口数を申込口数にご記入ください。(例)現在5口加入で10口に変更する場合は、10と記入
※加入なしは0を記入、変更なしは申込口数に既加入口数と同じ口数を記入してください。

100

MYLI-申-25-K00006



申込締切

9/1(火)

6

貸付事業について

令和8年4月1日から

貸付事業の内容が変更になっています

➡【1】 貸付方法（小切手の廃止）

小切手による即日貸付が廃止となり、すべて本人名義口座への送金になっています。

➡【2】 貸付種類（旧：ライフサポート貸付の内容変更）

名称が、ライフサポート貸付から「冠婚葬祭貸付」に変更し、用途が「結婚」「葬祭」のみ対象となっています。

貸付用途のうち「転居」「医療」「介護」が廃止



➡【3】 貸付限度額

一般貸付（生活資金貸付、教育資金貸付、車貸付、冠婚葬祭貸付）の利用合計限度額が700万円以内になっています。



貸付利率が変更になります



！ 改定内容（年利）

現 在

0.90%



令和8年10月～

1.26%

新利率適用日 令和8年10月21日から

※すべての貸付種別が対象です。

施行日時点で返済中の貸付についても、すべての貸付において自動的に新利率が適用されます。

※新利率の返済回数表はホームページに掲載予定。

※新利率による返済額の変更については、貸付を利用中の全ての会員に案内を送付予定。

貸付の種類と限度額



年 利
1.26 %
(令和8年10月～)

貸付種別

限 度 額

合計
700万円
以内

一
般
貸
付

生活資金貸付

200万円

教育資金貸付

学校種別により 100万円～400万円

車貸付

400万円

冠婚葬祭貸付

200万円

住宅貸付

在会期間により 200万円～500万円

合計
1,000万円
以内

提出書類

貸付事業について

1	貸付借用証書	貸付（様式1）	1～3の3つ 貸付を利用する 全ての会員、 提出が必要です。
2	貸付事業における個人情報の取扱に関する同意書	貸付（様式2）	
3	借入状況申告書	貸付（様式4）	
4	振替依頼書	貸付（様式1-2）	収入印紙代を貸付金から振り替えるとき
5	添付書類	生活資金貸付以外の貸付で必要。 『ガイドブック』18～19ページ	



貸付の制限

A:教職員互助会で利用している貸付の毎月返済額の合計額

※全ての貸付対象。申し込み分も含む。

B:「借入状況申告書」(貸付(様式4))に記載した、

他金融機関等からの借入に係る毎月返済額の合計額

※会員本人が居住する住宅のローンは除く。

A+Bが給料月額額の25%を超える場合、新たな貸付はできません。



原則として、書類を受け付けた週の翌週水曜日に送金

送金日

7/10 (金)



7/15 (水)

送金日

7/17 (金)

7/22 (水)

※お急ぎの場合は、事前にご相談ください。



返済について

返済開始

貸付日の翌月から開始します。
返済金は給与から控除します。



返済方法

6パターンの「返済回数表」から、返済方法を指定

①毎月返済

②一時金併用返済(貸付金100万円以上から)

※返済途中で返済方法を変更することはできません。

一部繰上返済

毎月返済のみを選択した方を対象に、年2回募集

一括返済

随時可能 ※返済額確認のため、事前に連絡ください。

返済について

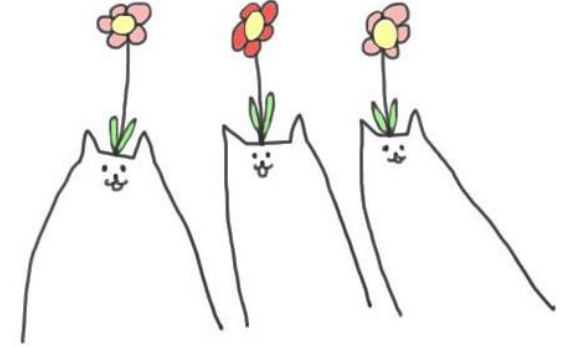
休職中（傷病休職、育児休業、介護休暇 など）			
	給与支給あり	返済が必要です。 （給与から控除します）	
	無給休職	無給休職の期間中、 ①返済中止 ②振り込みによる返済継続	「掛金等納入中止届」 （様式3） で、どちらか選択し、提出。
会員休止期間中		返済が必要です。 （給与から控除します）	
退職、退会時		貸付金残額を全額、一括返済	3月末退職者 2月～3月に案内します。 中途退職 互助会まで連絡ください。

お知らせとお願い



- 会員から借用証書郵送の依頼があった場合、できるだけ早めに発送をお願いします。
- 以前と比べ、郵便の到着が遅れています。
互助会の返信用封筒を利用した場合、普通郵便と比べてさらに到着が遅れますので、ご注意ください。
- 送金を急ぐ場合は、可能な限り対応します。
事前に事務局にご相談ください。

全教互会員証割引事業



会員証を提示することにより、全国の提携施設で割引等の各種サービスを受けることができます。

提携施設は随時更新されていますので、会員証サイトをご覧ください。

注意

- 宮崎県教職員互助会の会員専用ページにログインするためのID, パスワードではありません。
- 宿泊補助事業とは異なります。

互助会担当者の方へご協力をお願い



教職員互助会に関する会員の方の各種手続き

例えば、4月 新規採用者の加入申込書の取りまとめ

5月 広報誌（互助会報）の配布（7, 11, 3月発行）

7月 教職員積立年金の申込・口数変更書類の取りまとめ
など

※会員が結婚や出産されたときなど請求が必要な際は、お声をかけていただくなど、手続きについてご協力をお願いいたします。

請求書を送付いただく際の注意点とお願い



メガネ購入補助請求書

請求者氏名	請求日	請求内容
氏名	年 月 日	メガネの購入費用の補助を請求します。
住所	〒 市 区 町 丁目 番 号	
電話番号	市外 市内	
送金先	銀行名	口座番号
	支店名	
	口座名義人	

備考

送金先	送金手数料
銀行名	口座番号
支店名	
口座名義人	

例) メガネ購入補助請求書

●請求書の記入漏れによる返送が多数ありますので、請求の際は、
記入例をよくご確認の上、郵送をお願いします。

必ず**自署**でお願いします。

請求書に、記入日や請求者氏名(直筆に限る)、連絡先等を記入することで押印は不要です。

※一部請求書や貸付関係の書類は押印が必要になります。

送金先は会員本人の口座を記入してください。
送金手数料の関係で、できるだけ**「宮崎銀行」**を指定いただきますようお願いします。

ガイドブック
6P下に記載
しています